

第98期 決算公告

2018年6月22日

札幌市中央区大通西4丁目1番地
 株式会社 北海道銀行
 取締役頭取 笹原晶博

連結貸借対照表(2018年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)			
現 金 預 け 金	923,254	預 金	4,645,721
商 品 有 価 証 券	2,906	譲 渡 性 預 金	26,040
金 銭 の 信 託	9,491	債券貸借取引受入担保金	33,725
有 価 証 券	630,061	借 用 金	249,400
貸 出 金	3,520,979	外 国 為 替	139
外 国 為 替	6,694	そ の 他 負 債	23,222
そ の 他 資 産	102,355	退職給付に係る負債	3,587
有 形 固 定 資 産	29,211	役員退職慰労引当金	113
建 物	12,429	偶発損失引当金	477
土 地	14,682	睡眠預金払戻損失引当金	589
リ 一 ス 資 産	694	支 払 承 諾	24,665
その他の有形固定資産	1,404	負債の部合計	5,007,683
(純資産の部)			
無 形 固 定 資 産	4,642	資 本 金	93,524
ソ フ ト ウ エ ア	3,840	資 本 剰 余 金	16,795
リ 一 ス 資 産	482	利 益 剰 余 金	89,412
その他の無形固定資産	319	株 主 資 本 合 計	199,731
繰 延 税 金 資 産	1,500	その他有価証券評価差額金	23,130
支 払 承 諾 見 返	24,665	退職給付に係る調整累計額	△ 1,027
貸 倒 引 当 金	△ 26,246	その他の包括利益累計額合計	22,102
資 産 の 部 合 計	5,229,517	純資産の部合計	221,834
		負債及び純資産の部合計	5,229,517

連 結 損 益 計 算 書〔 2017年 4月 1日から
2018年 3月31日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	79,518
資 金 運 用 収 益	
貸 出 金 利 息	51,404
有 価 証 券 利 息 配 当 金	43,528
コールローン利息及び買入手形利息	7,467
買 現 先 利 息	△ 34
預 け 金 利 息	△ 10
そ の 他 の 受 入 利 息	276
役 務 取 引 等 収 益	177
そ の 他 業 務 収 益	19,250
そ の 他 経 常 収 益	1,768
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	7,094
償 却 債 権 取 立 益	1,200
そ の 他 の 経 常 収 益	11
	5,882
経 常 費 用	70,167
資 金 調 達 費 用	
預 金 利 息	964
譲 渡 性 預 金 利 息	460
コールマネー利息及び売渡手形利息	2
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	0
借 用 金 利 息	305
そ の 他 の 支 払 利 息	187
役 務 取 引 等 費 用	8
そ の 他 業 務 費 用	8,415
そ の 他 経 常 費 用	12,514
そ の 他 経 常 費 用	44,138
	4,134
そ の 他 の 経 常 費 用	4,134
経 常 利 益	9,350
特 別 利 益	2,518
固 定 資 産 处 分 益	14
退 職 給 付 信 託 設 定 益	2,504
特 別 損 失	282
固 定 資 産 处 分 損	134
減 損 損	148
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	11,586
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	880
法 人 税 等 調 整 額	2,484
法 人 税 等 合 計	3,364
当 期 純 利 益	8,221
親会社株主に帰属する当期純利益	8,221

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結財務諸表の作成方針

1. 子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。
2. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 会社名	3社
道銀ビジネスサービス株式会社	
道銀カード株式会社	
株式会社道銀地域総合研究所	
(2) 非連結の子会社及び子法人等 会社名	2社
道銀どさんこ3号投資事業有限責任組合	
ほっかいどう地方創生投資事業有限責任組合	
非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。	
3. 持分法の適用に関する事項

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 会社名	2社
道銀どさんこ3号投資事業有限責任組合	
ほっかいどう地方創生投資事業有限責任組合	
持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。	
4. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算期の末日は、連結決算日と一致しております。

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち株式については原則として連結決算期末前1カ月の市場価格の平均に基づく価格、それ以外については原則として連結決算日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1及び2(イ)と同じ方法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：6年～50年

その他：3年～20年

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結される子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引

「無形固定資産」中のリース資産は上記（2）無形固定資産と同様に償却しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引

「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で非保全額又は与信額が一定金額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額の差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社においても同様に資産の自己査定を行い、必要な額を計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は12,717百万円であります。

6. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

なお、当行の役員退職慰労金制度については、2012年5月11日開催の取締役会で廃止することを決定し、2012年6月26日開催の定時株主総会にて、役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給が承認されております。

これに伴い、当行の役員退職慰労引当金の繰入は2012年6月の繰入をもって停止し、既引当金については継続して役員退職慰労引当金として計上しております。

7. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度等に基づく、将来発生する可能性のある負担金支払見込額及び他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額をそれぞれ計上しております。

8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

9. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数
差異（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計
年度から損益処理

なお、連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

10. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

11. 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによる会計処理、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(ハ) 連結される子会社においては、デリバティブ取引によるヘッジを行っておりません。

12. 消費税等の会計処理

当行及び連結される子会社の消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く）
555 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,329 百万円、延滞債権額は 52,782 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒債却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 173 百万円であります。
なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 8,108 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 62,394 百万円であります。
なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形書引手形は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外國為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、14,384 百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	195,530 百万円
貸出金	104,741 百万円

担保資産に対応する債務

預金	2,375 百万円
債券貸借取引受入担保金	33,725 百万円
借用金	229,400 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 14,226 百万円、その他資産（現金）53,777 百万円を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金 1,721 百万円、保証金 2,639 百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,085,397 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 1,052,327 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応

じて不動産・有価証券等の担保を徵求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 41,134百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,001百万円
11. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,000百万円が含まれております。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は138,610百万円であります。
13. 1株当たりの純資産額 343円81銭
14. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は、9.44%であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益4,063百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却122百万円、株式等売却損1,747百万円、株式等償却12百万円を含んでおります。
3. 1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 13円58銭
4. 潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 包括利益 13,604百万円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金、貸出業務等の銀行業務を中心に様々な金融サービスを提供しております。貸出につきましては、地域経済との共栄を目指し、健全かつ適切な貸出運用を図るとともに、信用リスク管理の強化に努めております。有価証券につきましては、リスク管理方針・規程等に基づいた厳格な運用を実施しております。預金につきましては、地域のみなさまへの金融サービスの拡充に努めることで、流動性及び定期性預金とも安定的な調達を目指しております。借用金は、中長期的な資金調達として行っております。

貸出金等の金融資産と、預金等の金融負債の期間構造が異なるため、市場の金利変動等に伴うリスクに晒されていることから、資産及び負債の総合的管理（以下「ALM」という）を行い、市場リスクを適切にコントロールして安定的な収益を確保できる運営に努めております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内のお取引先に対する貸出金、有価証券であります。貸出金につきましては、お取引先の経営状態の悪化などにより元本・利息が回収できなくなる信用リスクに晒されており、有価証券は、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、適切なリスク分散を図るよう努めております。

金融負債である預金や借用金は、市場環境の急変や当行グループの財務内容の悪化等により、通常より著しく高い金利による資金調達を余儀なくされるなどの流動性リスクに晒されております。

当行の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では通貨スワップ・為替予約・通貨オプション取引、金利関連では、金利先物・金利先物オプション・金利スワップ・金利オプション・キャップ取引、有価証券関連では、株価指数先物・株価指数オプション・債券先物・債券先物オプション・債券店頭オプション取引であります。お客様の多様なニーズに応えるために行っているデリバティブ取引は、原則として銀行間市場でカバー取引を行っております。当行自身のALMのため行っているデリバティブ取引は、金利・為替等のリスクヘッジを目的としております。また、短期的な売買差益を獲得する目的で行っているデリバティブ取引は、当行の定めるリスク管理基準に則り、限定

的な範囲で取り組んでおります。これらのデリバティブ取引は、金利変動リスク、為替変動リスク、価格変動リスク及び信用リスク等に晒されております。

当行グループが保有する金融資産・金融負債で著しくリスクの高いものや、時価の変動率が高い特殊なデリバティブ取引の取り扱いはありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行では、リスク管理部署を設置して「リスク管理基本規程」及びリスクに関する各種管理規程を定め、ALM委員会や各種委員会を設置して、各種リスクの管理を行っております。

①信用リスクの管理

信用リスクの適切な管理・運営を行うことにより経営の健全性の確保と収益力の向上に努める基本方針のもと、「信用リスク管理規程」等各種規程類を制定し、業務推進部門と信用リスク管理部門の分離による内部牽制機能の確保、「クレジットポリシー」に基づく厳正な審査と信用格付の付与、与信集中リスク抑制のための貸出限度額の設定等による個別管理、自己査定や信用リスク量の計測とそれらの取締役会への報告等を実施しております。

具体的には、個別案件毎に営業店が的確に分析・審査を行い、営業店長の権限を超える場合は本部の審査部門でも分析・審査を行っております。審査部門には業種・地域毎に専門の担当者を配置し、お取引先の特性に応じて、営業店への適切な助言・指導が行える体制を整備しております。

また、有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク管理部署において、信用情報や取引状況を定期的に把握・管理しております。

②市場リスクの管理

ALM委員会を設置し、預貸金を含めた市場リスクを適切にコントロールして、安定的な収益を確保できる運営に努めております。

i 金利リスクの管理

「金利リスク管理規程」等の諸規程にリスク管理方法や手続等の詳細を明記し、リスク管理部署が定期的に金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等により金利リスク量をモニタリングするとともに、その結果をALM委員会等に報告・協議し、必要な対策を講じる体制としております。また、金利リスクを適切にコントロールするために、金利リスク量に対する各種限度額を設定・管理し、ALMの観点から金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ及び金利キャップ等のデリバティブ取引を利用して金利リスクの軽減を図っております。

ii 為替リスクの管理

外貨建資産・負債にかかる為替の変動リスクを管理し、通貨スワップ等を利用し、為替リスクの軽減を図っております。

iii 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有にあたり、経営会議で定めた方針に基づき、取締役会の監督の下、「リスク管理基本規程」ならびに関連諸規程に従い、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。当行が保有している株式の多くは、政策保有目的で保有しているものであり、お取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。これらの情報はリスク管理部署を通じ、取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。

また、有価証券については、リスク管理部署においてバリュー・アット・リスク (VaR) 等を用いて有価証券の市場リスク量を把握し、規程で定めた各種ルールの遵守状況等が管理されております。

iv デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、管理セクションが取引の確認、日々のポジションの時価評価、損益状況、リスク量の計測を行い、一定の限度を超える損失が発生しないように管理しております。

v 市場リスクに係る定量的情報

(ア) トレーディング目的の金融商品

トレーディング目的の金融商品はありません。

(イ) トレーディング目的以外の金融商品

当行において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「債券」、「預金」、「借用金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引、金利スワップション取引、金利キャップ取引であります。また、価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は「上場株式」及び「投資信託」であります。当行では、これらの金融資産及び金融負債について、統計的なリスク計測手法であるVaRにより金利変動リスクや価格変動リスクを統一的に管理しております。

なお、VaRの算定にあたっては、ヒストリカル法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間1,250日）を採用し、金利と株価等の変動における相関を考慮しております。ただし、商品有価証券業務（公共債窓販業務等）および投資有価証券業務として行う特定金外信託運用におけるVaRは、保有期間を10日と定めそれぞれ個別に算定しており、特定金外信託運用におけるVaRは金利と株価等の変動における相関を考慮しております。

2018年3月31日現在、トレーディング目的以外の金融商品におけるVaRは21,414百万円であり、商品有価証券のVaRは16百万円、特定金外信託のVaRは4百万円であります。

また、VaR計測モデルのバックテストイングを定期的に実施し、モデルの妥当性を検証する体制としており、適切なリスクの把握に努めております。ただし、VaRは統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

VaRは統計的な信頼区間（99%）の下で、金融商品を保有する期間に相当する最大損失額ですが、特に金利リスクの影響を受ける主たる金融商品については、補完的なリスク指標として、指標となる金利が100ベーシス・ポイント（1.00%）上昇を想定した資産負債の時価変動額

（100bpV：100ベーシス・ポイント・バリュー）を算出しております。2018年3月31日現在、指標となる金利が1.00%上昇したものと想定した場合には、時価が17,413百万円増加するものと把握しております。当該影響額は、金利環境のみが変化する場合を想定しており、金利以外のリスク変数との相関を考慮しておりません。なお、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③流動性リスクの管理

「流動性リスク管理規程」に基づいて、運用・調達の状況を的確に把握し、円滑な資金繰りに万全を期しております。国債など資金化の容易な支払準備資産を十分に確保するとともに、流動性リスク管理指標を各種設定し、日々チェックしております。

また、万一危機が発生した場合は、危機の段階に応じた対応が取れるよう、流動性リスクの状況をALM委員会等で定期的に把握・管理する体制を整備しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、重要性の乏しいものは省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)現金預け金	923, 254	923, 254	-
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	203, 222	215, 007	11, 784
その他有価証券	422, 051	422, 051	-
(3)貸出金			
貸倒引当金 (*1)	3, 520, 979 △25, 241	3, 539, 830	44, 092
資産計	5, 044, 267	5, 100, 144	55, 877
(1)預金	4, 645, 721	4, 645, 783	61
(2)譲渡性預金	26, 040	26, 040	-
(3)債券貸借取引受入担保金	33, 725	33, 725	-
(4)借用金	249, 400	248, 825	△574
負債計	4, 954, 887	4, 954, 375	△512
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	2, 446	2, 446	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	2, 446	2, 446	-

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、市場金利に信用リスク等を加味した利率で割り引いた現在価値を算定しております。なお、預入期間が1年以内のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価格、債券は取引所の価格又は公表されている価格、これらがない場合には合理的な見積りに基づいて算定された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利に信用リスク等を加味した利率で割り引いた現在価値を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ご

とに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が1年以内のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が1年以内のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金については、約定期間が1年以内であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借用金

借用金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結される子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が1年以内のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)その他有価証券」には含まれておりません。

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式 (*1) (*2)	4,787
非上場外国証券 (*1)	0
合計	4,787

(*1) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について12百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 3年以内 (百万円)	3年超 5年以内 (百万円)	5年超 7年以内 (百万円)	7年超 (百万円)
預け金 有価証券	863,229	—	—	—	—
満期保有目的の債券	32,965	59,451	44,893	5,495	60,805
その他有価証券のうち 満期があるもの	52,612	127,650	47,240	47,793	49,739
貸出金(*)	975,305	515,280	430,212	382,477	1,150,249
合計	1,924,112	702,382	522,346	435,766	1,260,794

(*)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない54,112百万円、期間の定めのないもの13,342百万円は含めておりません。

(注4) 借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 3年以内 (百万円)	3年超 5年以内 (百万円)	5年超 7年以内 (百万円)	7年超 (百万円)
預金(*)	4,108,134	429,888	107,698	—	—
譲渡性預金	26,040	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	33,725	—	—	—	—
借用金	—	115,300	114,100	20,000	—
合計	4,167,900	545,188	221,798	20,000	—

(*)預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2018年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	△17

2. 満期保有目的の債券 (2018年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	65,020	75,944	10,923
	社債	116,783	117,701	917
	小計	181,804	193,645	11,841
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	社債	21,418	21,361	△56
	小計	21,418	21,361	△56
合計		203,222	215,007	11,784

3. その他有価証券 (2018年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	54,902	22,721	32,180
	債券	235,374	231,650	3,723
	国債	179,310	176,465	2,845
	地方債	47,221	46,488	732
	社債	8,842	8,696	145
	その他	6,106	4,899	1,207
	外国証券	3,707	2,585	1,122
	その他	2,399	2,314	84
	小計	296,382	259,271	37,111
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	22,989	24,509	△1,519
	債券	21,271	21,337	△65
	国債	—	—	—
	地方債	19,032	19,090	△57
	社債	2,239	2,247	△7
	その他	81,406	84,139	△2,732
	外国証券	55,675	57,152	△1,476
	その他	25,731	26,987	△1,255
	小計	125,668	129,986	△4,317
合計		422,051	389,257	32,793

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	98,398	3,804	1,629
債券	39,044	1	147
国債	39,044	1	147
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	143,885	363	3,573
外国証券	120,978	104	3,453
その他	22,907	258	120
合 計	281,329	4,169	5,350

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、197 百万円（うち社債 197 百万円）であります。

また、「減損処理」は、資産の自己査定における有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおりしております。

破綻先、実質破綻先、 破綻懸念先、要注意先	株式は時価が取得原価に比べ下落、債券は時価が取得原価に比べ30%超下落
正常先	時価が取得原価の 50%以上下落、又は、時価が取得原価の 30%超 50%未満下落かつ市場価格が一定水準以下で推移等

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者であり、正常先とは、破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (2018年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	9,491	11

2. 満期保有目的の金銭の信託 (2018年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2018年3月31日現在)

該当ありません。